

第 6680 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月 14日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 新型コロナの影響による青色申告の承認申請

Q : 私は個人事業者です。令和2年の所得税の確定申告は期限内に提出しましたが、青色申告承認申請書は、新型コロナの影響もあって期限内に提出することができませんでした。新型コロナの影響がなくなり次第、青色申告承認申請書を提出したいと思っていますのですが、この場合、令和3年分から青色申告にすることはできますか？

A : やむを得ない理由があると認められる場合は認められます。

【解説】

新型コロナの影響によって期限延長が認められる手続には、申告・納付手続のほか、税務署長に対する各種申請、請求、届出その他書類の提出についても含まれており、所得税の青色申告の承認申請についても、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに提出することができないやむを得ない理由がある場合は、同様に期限延長の対象となりますので、帳簿書類の備付け・保存などが青色申告の所定の定めに従って行っている場合には、申請をすることにより、令和3年分の所得税から青色申告をすることが認められます。

なお、個別の期限延長の取扱いは、申告や申請等を行うことができないやむを得ない理由がある場合に認められるものですから、例えば、令和3年4月16日以後に修正申告や更正の請求などの手続を行った後に青色申告の承認申請を行う場合には、やむを得ない理由があったとは認められず、青色申告をすることはできませんので、注意してください。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

